別表第１㈢の備考中「、特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）」の次に「、法第２条第１項第14号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）」を、「特定規模電気事業者に販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）」の次に「、法第２条第１項第14号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）」を、「特定電気事業を営む他の者がその事業開始地点の需要に応ずるために必要とする特定電気事業の用に供するための電気の量の変動（補完供給契約の対象となるものを除く。）若しくは」を、「供するための電気の量の変動」の次に「又は法第２条第１項第14号ハに掲げる接続供給に係る電気の量の変動」を加える。

別表第二の第１表中

「	長期前払費用	」を「	長期前払費用 前払年金費用

に改める。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第１項中「供するための電気」の下に「並びに法第二条第１項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二の二」を「第二十九条の二の三」に、「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

第一条第二項第二号中「又は」を「（補完供給契約の対象となるものを除く。）若しくは」に改め、「特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動」の下に「又は法第二条第１項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気の量の変動」を加え、「当該特定規模電気事業を営む他の者が特定の事業者と初めて締結した接続供給に係る契約に基づく接続供給の開始の日から起算して二年を経過する日の前日までにおける当該接続供給」を「特定規模電気事業を営む他の者又は法第二条第１項第十四号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する他の者が一般電気事業者と締結した接続供給に係る契約に基づく接続供給（特定規模電気事業を営む他の者にあっては、当該特定規模電気事業を営む他の者が特定の一般電気事業者と初めて締結した接続供給に係る契約に基づく接続供給であって、当該接続供給の開始の日から起算して二年を経過する日の前日までのものに限る。）」に改める。

第十五条第一項中「供するための電気」の下に「並びに法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。

第十九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る第二項第一号に規定する料金を設定する場合には、この項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第一の二に掲げる式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（以下「完全従量料金」という。）を、二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

第十九条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「営む者」の下に「又は法第二条第一項第十四号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する者」を加える。

第十九条の二第九項に次のただし書を加える。

ただし、法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る第七項第一号に規定する料金を設定する場合には、この項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第一の二に掲げる式を基に、完全従量料金を、二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

第十九条の二十第十項中「又は」を「若しくは」に改め、「営む者」の下に「又は法第二条第一項第十四号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する者」を加え、「同号」を「第七項第一号」に改める。

別表第一の次に次の別表を加える。

別表第１の２（第19条、第19条の２の２、第19条の18、第19条の20関係）

完全従量料金＝第19条第４項本文、第19条の２の２第９項本文、第19条の18第４項本文又は第19条の20第９項本文の規定により設定した販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金÷61＋第19条第４項本文、第19条の２の２第９項本文、第19条の18第４項本文又は第19条の20第９項本文の規定により設定した販売電力量に応じて支払を受けるべき料金

（一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部改正）

第五条　一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「供せられる電気」の下に「又は法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」に加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則三条の規定は、公布の日から施行する。

（託送供給約款の届出等に関する経過措置）

第二条　電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする一般電気事業者は、この省令の公布の日から平成二十六年一月六日までの間に、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）様式第二十九の託送供給約款変更届出書に、その変更後の託送供給約款及び新施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、第四条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（第三項において「新算定規則」という。）様式第一から第八までにより作成した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。